

## 原子力における台湾の特殊なステータスと米台湾原子力協力協定の改定における濃縮、再処理の取扱い

### 1. 概要

米国は 2009 年にアラブ首長国連邦(UAE)との間で原子力協力協定を締結したが、UAE が濃縮、再処理を実施しないことを協定上の法的義務として規定している点は、米国が締結する二国間原子力協力協定において、これまでに類を見ない特徴である。この規定を「ゴールドスタンダード」として、米国が今後、締結・改定する他の原子力協力協定においても含めるよう求めるべきかを巡って、2010 年以降、米国議会及び政権内部において議論が行われてきている。

2012 年 7 月、台湾が 2014 年までに予定されている米国との原子力協力協定の改定において、濃縮、再処理の禁止を受入れる可能性があることが報道された<sup>1</sup>。台湾が濃縮、再処理の禁止を受入れることが、今後、米国との間で協定を締結・改定する他の国による同様の規定の受入れを促すことになるか否かを分析するにあたっては、台湾が置かれた特殊な状況を勘案する必要がある。本稿では、台湾の国際法上の特殊なステータス、また、それに由来する原子力協力、保障措置における特殊なステータスをレビューし、台湾が濃縮、再処理の禁止を受入れた場合の影響について考察する。

### 2. 台湾の特殊なステータス

第二次世界大戦後の国共内戦に敗れた中国国民党は台湾に逃れて、中国共産党が支配する中華人民共和国(People's Republic of China)とは別の政府（「中華民国(Republic of China)」<sup>2</sup>）を樹立した。以降、現在に至るまで、大陸中国と台湾には 2 つの政府が併存する状況が続いており、両者とも、中国には大陸中国と台湾の両方を領土として含む一つの主権国家しか存在しないという建前（一つの中国の原則）を崩していない<sup>3</sup>。この原則に従えば、両者の内、いずれを正当な国家として認めるべきかという問題になるが、現在では、殆どの国が中華人民共和国の方を唯一の合法的政府として認めているところに台湾の特殊なステータスの原因がある<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> Global Security Newswire, July 19, 2012

Taiwan Ready to Forgo Nuclear Fuel-Making in U.S. Trade Pact Renewal

<sup>2</sup> 台湾を支配する政府を本稿では「台湾」と称するが、過去、国際社会が主権国家として認めていた時代の経緯を述べる部分においては「中華民国」と称することもある。

<sup>3</sup> これに対し、台湾の民進党などの勢力は台湾の独立を主張している。

<sup>4</sup> 現在、台湾との間で外交関係を有している国はアフリカ、太平洋地域、中南米などの 23 か国にとどまる。

台湾外交部ホームページ参照

<http://www.mofa.gov.tw/EnOfficial/Regions/AlliesIndex/?opno=f8505044-f8dd-4fc9-b5b5-0da9d549c979>

国連における中国の代表権は 1971 年まで中華民国が有していたが、国連総会決議 2758<sup>5</sup>により、中華人民共和国政府が国連における中国の唯一の合法的な代表と認められ、代表権は中華人民共和国に移った。このことは、一つの中国の原則から台湾政府が国際的に主権国家としてみなされなくなったことを意味し、IAEA を含む国際機関からも追放されるとともに、多くの国が外交関係を断絶させることにつながった。

以下に述べる NPT、IAEA との保障措置協定、二国間原子力協力協定における台湾の特殊なステータスも、主権国家として認められていないという台湾の国際法上の特殊なステータスに起因する。

台湾は、中華民国として、1968 年 7 月 1 日に NPT に署名し、1970 年 1 月 27 日に批准書を寄託した。1971 年の国連からの追放に伴い、NPT の締約国ではなくなったが、引き続き、NPT を遵守する旨を表明している<sup>6</sup>。台湾は NPT の下で非核兵器国に義務づけられている包括的保障措置協定を締結しておらず、台湾が現在、締結している保障措置協定は、台湾自らの要請により締結された台湾研究炉(Taiwan Research Reactor (TRR))という特定の原子力施設への保障措置適用のための IAEA との保障措置協定<sup>7</sup>、IAEA、米国との三者間の保障措置協定である<sup>8</sup>。また 1998 年に台湾は IAEA との書簡の交換により、モデル追加議定書に含まれる措置の履行に合意し<sup>9</sup>、2006 年の拡大結論を経て、2008 年 1 月 1 日以降、統合保障措置が適用されている<sup>10</sup>。

米国は 1979 年に中華人民共和国との間で外交関係を確立する<sup>11</sup>と同時に台湾との間の公式の外交関係を絶ったが、「西太平洋における平和、安全保障、安定の維持」及び「米国民と台湾の人々の商業上、文化上その他の関係の継続による米国の外交政策の推進」を目的として 1979 年台湾関係法(Taiwan Relations Act)を制定し、事実上の国家対国家の関係を維持した。本法には、米国による台湾の防衛(第 3302 条)とともに、1978 年 12 月 31 日時点で中華民国との間で有効であった条約その他の国際協定の効力を存続させる規定も含まれている(第 3303(c)条)。従って 1972 年に米国と中華民国との間で署名された原子力協力協

---

<sup>5</sup> Restoration of Lawful Rights of People's Republic of China in the United Nations

<sup>6</sup> <http://www.fas.org/nuke/control/npt/text/npt3.htm>

<sup>7</sup> Agreement Between the International Atomic Energy Agency and the Government of the Republic of China for the Application of Safeguards to the Taiwan Research Reactor Facility (1969 年 10 月 13 日署名) (INFCIRC133)

<sup>8</sup> Agreement Between the International Atomic Energy Agency, the Government of the Republic of China and the Government of The United States Of America for the Application of Safeguards (1971 年 12 月 6 日署名、同日発効) (INFCIRC158)

<sup>9</sup> 台湾原子能委員会ホームページ

<http://www.aec.gov.tw/www/english/international/article3.php?n=1>

<sup>10</sup> Safeguards Statement for 2010 and Background to the Safeguards Statement

<sup>11</sup> Joint Communiqué of the United States of America and the People's Republic of China

定の効力も存続している。

### 3. 台湾の原子力利用

蒋介石総統の指導の下、研究炉の建設や研究者の養成等の原子力プログラムが開始され、1961年に、国立清華大学に建設された最初の研究炉（2MW）が臨界に達した。また、1960年代後半から発電炉の建設、運転に向けたプログラムを開始し、1970年代後半には最初の原子力発電炉が運転を開始した。現在は6基の原子炉（GE製の沸騰水型軽水炉(BWR)4基、Westinghouse製の加圧水型軽水炉(PWR)2基）が運転されている<sup>12</sup>。また、2基の先進沸騰水型軽水炉(ABWR)を建設中である。使用済燃料は直接処分の予定であり、処分場は2032年に運用を開始する計画とされている。

東京電力福島第一原子力発電所事故後、既存の6基の原子炉の寿命延長や2基の原子炉の新規建設に対する国内の反対運動が激しさを増している。

### 4. 台湾の核兵器開発疑惑

1972年に策定された米国政府の国家諜報評価によれば、台湾では1964年の中華人民共和国による核実験後、蒋介石総統の命により軍の管理下に設立された中山科学研究院において、核爆発装置の開発との関連についての疑念を抱かせる活動が行われたとされている<sup>13</sup>。同評価では、そうした活動として、カナダからの重水炉（TRR）の購入、再処理施設の購入に関するフランスとの交渉が挙げられている。

1976年から1978年にかけて、台湾が行った核兵器関連の活動が米国との間で立て続けに大きな外交問題となった<sup>14</sup>。核能研究所(INER)によるオランダ企業からの再処理関連の設備等の調達動き、INERが運営するTRRにおける疑惑を呼ぶ活動、秘密裡のレーザー濃縮の研究動きなどが、米国の知るところとなり、米国はこの間、たびたび専門家のミッションを派遣して現地調査や台湾の原子力関係者との協議を行った。米国は当時の蔣経国行政院長（1978年から総統）に直接、抗議を行い、再処理等の核燃料サイクル活動の停止、INERで実施されている研究開発の全面見直し（TRRの運転やホットラボの停止等）等を求める事態に発展した。米国の強硬な姿勢の背景として、当時、米国は中華人民共和国との間で国交正常化に向けた協議を進めつつあり、米中関係や中台関係

---

<sup>12</sup> Nuclear Power in Taiwan

<sup>13</sup> Special National Intelligence Estimate, Taipei's Capabilities and Intentions Regarding Nuclear Weapons Development, November 1972

<sup>14</sup> U.S. Opposed Taiwanese Bomb during 1970's  
Declassified Documents Show Persistent U.S. Intervention to Discourage Suspicious Nuclear Research

<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/nukevault/ebb221/index.htm>

の悪化を恐れたこと、フォード政権末期からカーター政権にかけて、外交政策における核燃料サイクル技術の拡散防止のプライオリティが高くなったことが挙げられる。これに対し、台湾は、蒋行政院長自らが核兵器開発や濃縮、再処理、重水製造といった機微な活動を行わない旨の保証を米国に対して行うとともに、現在及び将来の台湾の全ての原子力施設や核物質を米台湾原子力協力協定の下に置くこと、プルトニウムの米国への返還、TRR の使用済燃料の米国への移転等に合意した<sup>15</sup>。

1987年には、台湾が1976年に行った保証に反して再処理のためのホットセルを建設したことが問題となったが、米国の圧力によりホットセルはすぐに閉鎖された<sup>16</sup>。

これ以降、台湾による核兵器開発を疑わせる活動は明らかになっていない。

## 5. 現行の米台湾原子力協力協定

米国と中華民国は1955年7月18日に最初の原子力協力協定に署名した。両国は1972年4月4日に1955年の協定を全面的に改定する現行の協定に署名し、本協定は1972年6月22日に発効した。1974年3月15日に本協定の内容が改定されるとともに、期限を42年間に延長することが合意された。従って、本協定は、発効年から42年後の2014年に期限を迎えることになる。

現行の協定は1968年に署名された日米原子力協力協定とほぼ同じ内容であり、主に以下の規定が含まれる。

### 米台湾原子力協力協定の主な規定

- ✓ 米国原子力委員会施設の濃縮施設の容量及び米国から台湾に移転されるU235の量として協定に定める上限の範囲内で、米国原子力委員会は台湾<sup>17</sup>の原子力発電の燃料用として、台湾政府あるいはその認められた者との間で濃縮の契約を締結することが可能（第7条）
- ✓ 台湾が協定に基づき米国から受領した特殊核物質の再処理を必要とする場

<sup>15</sup> 本合意の正確な日付は明らかではないが、既に公開されている当時の米国政府の公電（State Department cable 67316 to Embassy Taiwan, "Nuclear Representation to the ROC," 26 March 1977, U.S. Embassy Taipei cable 2646 to State Department, "Visit of CAEC Secretary General - Dr. Victor Cheng," 6 May 1977, Secret）から、1977年3月から5月の間に口上書の交換という形式で合意がなされたことが窺われる。なお、本合意は5で述べる米台湾原子力協力協定のテキストには反映されていない。

<sup>16</sup> 2004年に台湾が1980年代に実施していたプルトニウム分離実験の証拠をIAEAが検知したことが報道された。

IAEA Investigating Egypt and Taiwan, Arms Control Today, January/February, 2005  
<http://www.armscontrol.org/print/1726>

<sup>17</sup> 協定文上は中華民国と表記、以下、同じ

合、米国から受領した燃料を含む照射済燃料要素が原子炉から取り除かれ、その形状又は内容が変更される場合、そうした再処理や形状・内容の変更は、保障措置が効果的に適用されるとの両者の共同決定に基づき、両者にとって受諾可能な施設で実施可能（第 8 条 C 項）

- ✓ 本協定の下で台湾に移転された物質の使用により生産された核物質の他の国への移転には、米国原子力委員会の同意が必要（第 8 条 E 項）
- ✓ 本協定の下で米国から台湾に移転される濃縮ウランの生産に必要な分離作業量を 7,500MW の設備容量の原子炉に必要な量に限定（第 9 条）
- ✓ 台湾は保障措置が適用されること、本協定の下で台湾に移転された物質やそうした物質の使用により生産された核物質が核兵器、核兵器の研究開発、その他の軍事目的に利用されないことを保証（第 10 条）
- ✓ 1964 年 9 月 21 日付で米国、台湾、IAEA の間で締結された協定に基づく保障措置により停止される場合を除き、米国は直接保障措置を適用する権利を有する（第 11 条）。

台湾はカナダやオーストラリア産のウランを米国で濃縮、加工した燃料を輸入していると考えられるが、カナダ、オーストラリアは台湾との間で原子力協力協定を締結していない。両国はそれぞれ米国との間で口上書<sup>18</sup>を交換し、両国から米国を経て台湾に移転されたウランやその派生核物質に関して事実上の規制権を確保している。例えば、台湾がこうした核物質の第三国移転や再処理を実施しようとする場合、米国が米台湾原子力協力協定上の同意を与えるにあたり、両国との協議が必要となる。また、米国はドイツ、オランダ、英国（トロイカ 3 国）との間でも同様の趣旨の口上書<sup>19</sup>を交換し、URENCO の施設で濃縮、米国で製造され、台湾に輸出された燃料に関して、トロイカ 3 国が規制権を確保する措置がとられている。こうした措置がとられている背景には、台湾に対し、原子力資機材を供給しようとする国は台湾との間で外交関係を有していないため、台湾との間で原子力協力協定を締結できないという状況がある。従って、通常、協定で規定される原子力資機材の移転に伴う規制権を行使することができないことになるため、苦肉の策として、米台湾原子力協力協定を通じて間接的に規制権を行使するメカニズムが講じられている。いわば、米台湾原子

<sup>18</sup> Exchange of letters constituting an agreement concerning cooperation on the application of non-proliferation assurances to Canadian uranium retransferred from the United States of America to Taiwan (with annex dated 23 February 1993). Washington 24 February and 5 March 1993  
Exchange of notes constituting an agreement between Australia and the United States of America concerning cooperation on the application of non-proliferation assurances on retransfer to Taiwan (with annex) Washington 31 July 2001

<sup>19</sup> Agreement Between the United States of America and Other Governments done at Washington, July 21, 1999

力協力協定は、台湾に対して原子力資機材を供給する国が、協定上の権利義務関係にない台湾に対し、事実上の規制権を行使するためのツールとしての役割を果たしていると言える。

また、更に進んで、米国を経由しない原子力資機材の輸出であっても、米台湾原子力協力協定の対象物及び米国、台湾及び IAEA 間の保障措置協定の対象物として追加することにより米国による規制権、IAEA による保障措置の適用が確保されている<sup>20</sup>。

すなわち、4.で述べたように、台湾は、1977 年に核兵器開発関連活動が米国との間で外交問題になった際、台湾の現在及び将来の全ての原子力施設や核物質を米国以外の国からの供給品目も含めて、米台湾原子力協力協定の下に置くことを約束した。また、米国と台湾は、その後、IAEA との間で全ての原子力施設や核物質を米国、台湾、IAEA 三者間の保障措置協定の下に置く取極めを行った<sup>21</sup>。後者に関しては、台湾に適用されている保障措置を包括的保障措置と同等のもののみなすことを可能にする点において重要であると考えられる。

#### 6. 7月19日 Global Security Newswire の内容

- ✓ Global Security Newswire が入手したオバマ政権内部の e-mail によれば、昨年8月に国務省がエネルギー省等に回付した米台湾原子力協力協定の改定案には濃縮、再処理の禁止の規定が含まれていた。
- ✓ 今週、台湾政府の関係者は、米国政府からは改定案を受け取っていないが、台湾が濃縮、再処理の禁止の規定に同意することに問題はない旨、述べた。

#### 7. 米台湾原子力協力協定の改定とゴールドスタンダード

米台湾原子力協力協定は2014年に期限切れを迎える。新たな協定は、台湾関係法(第3305条(b))に基づき、政府間で直接、締結されるわけではなく、米国在台協会(American Institute in Taiwan)を署名者として締結されることになる<sup>22</sup>。米国の立場からすれば、濃縮に関する同意権や核物質防護に関する規制を追加することにより、現行の協定を1954年原子力法に整合したものにする必要がある。それに加えて米 UAE 原子力協力協定と同様に、米国が濃縮、再処理の禁止を求めるか否か、台湾がそれを受入れるか否かが問題となる。前者については

---

<sup>20</sup> 例えば、Exchange of letters constituting an agreement concerning the listing of reactors supplied by the Federal Republic of Germany to the Taiwan Power Company on the inventory of the International Atomic Energy Agency Safeguards Agreement of 6 December 1971, Washington, 5 November 1981

<sup>21</sup> 取極めの正確な日付は定かではないが、当時の公電 ([Proposed Talking Points for Joe Hayes Briefing of the NRC on the ROC Nuclear Program, with "Talking Points" Attached, September 1978](#)) から1978年頃と推定される。

<sup>22</sup>台湾側の署名者は、駐美国台北経済文化代表処

現在、米国政府内で行われている政策レビューの結果に大きく依存する。

仮に米国が濃縮、再処理の禁止を求めた場合に台湾がこれを受け入れるか否かについては、以上、述べたこと、及び台湾関係法に基づき米国は引き続き台湾の防衛を担うとされていることから<sup>23</sup>、台湾が米国に対して非常に弱い立場にあることが影響すると考えられる。すなわち原子力分野における台湾の対外的な協力関係（特に他の国からの原子力資機材の移転）は、米台湾原子力協力協定を通じて維持されており、台湾の全ての核物質は米国、台湾、IAEAの三者間の保障措置協定の適用を受けるという前提の下に台湾への原子力資機材の供給が行われている。仮に米台湾原子力協力協定が改定されず、効力が消滅してしまえば、台湾はどここの国からも原子力資機材の供給を受けられないことになる。

こうした状況は、中華人民共和国、台湾の双方が一つの中国の原則を見直し、中華人民共和国と台湾という 2 つの国家の併存を国際社会が認めれば変わり得るが、直ちにそうした状況が生じる可能性は低いと考えられる。

また、1970年代の後半に問題となった台湾の核兵器開発疑惑の結果として、台湾が米国に対して濃縮、再処理を実施しないことを誓約したことは、ゴールドスタンダードを受入れやすくする要因にもなり得る。

従って協定改定交渉における米国の要求により、台湾が濃縮、再処理の禁止を受入れることは十分、考えられるが、それは、以上、述べた台湾の特殊なステータスに起因するものである。こうした特殊なステータスは他の国には見られないものであり、台湾がゴールドスタンダードを受入れたとしても、それが他の国による同様の決定を促す可能性は低いものと考えられる。

以上

---

<sup>23</sup> 台湾関係法第 3302 条